

平成25年(ワ)第25973号 損害賠償等請求事件

原告 森 裕 子

被告 志 岐 武 彦

被告準備書面(1)

平成25年11月19日

東京地方裁判所民事第16部合議2S係 御 中

被告訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

被告は、訴状・請求原因に対し、次のとおり認否する。

第1 請求の原因に対する答弁

1 同「一 当事者」について

(1) 同1について

認める。

(2) 同2について

概ね認める。

2 同「二 被告エントリー」について

(1) 同「1 被告エントリー1」について

認める。

(2) 同「2 被告エントリー2」について

認める。

(3) 同「3 被告エントリー3」について

認める。

但し、被告がアップロードした日付は平成25年8月17日である（明白な誤記と思われる。）。

3 同「三 被告の摘示事実とこれによる被告の社会的評価の低下」について

(1) 同1について

ア 第1段落について

否認ないし争う。

イ 同第2段落について

(ア) 同第1文及び同第2文について

いずれも認める。

(イ) 同第3文について

否認ないし争う。

ウ 同第3段落について

否認ないし争う。

4 同2について

いずれも否認ないし争う。

5 同3について

(1) 同第1段落について

否認ないし争う。

(2) 同第2段落について

ア 同第1文について

認める。

イ 同第2文について

否認ないし争う。

検察審査会議において、検察官から審査員に提出された報告書は、小沢一郎氏が被告人となった政治資金規正法違反被告事件において、指定弁護士から弁護人に開示されていたものであり、既に、検察審査会の「評議の秘密」の範囲を超えていたと考えられる。

ウ 同第3文及び同第4文について

いずれも否認ないし争う。

6 同「四 原告の損害」について

(1) 同第1文について

原告が、第23回参議院議員通常選挙において当選しなかったことは認め、その余は不知。

(2) 同第2文及び第3文について

否認ないし争う。

7 同「五 差止めの必要性」について

(1) 同第1段落について

否認ないし争う。

(2) 同第2段落について

ア 同第1文について

否認ないし争う。

イ 同第2文について

被告が『最高裁の罨』と題する共著の書籍を出版したことは認め、その余は否認ないし争う。

ウ 同第3文について

原告の請求は、被告の表現行為の全てを封殺しようとするものであり、憲法が保障する表現の自由を侵害するものであって、そのような請求は到底認められるべきではない。

8 同「六 まとめ」について
争う。

第2 被告の主張
追って主張する。

以上